

## 船舶事故調査報告書

平成25年1月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年12月22日 11時00分ごろ以降の本船が錨泊した時刻～23日 08時49分ごろの間）
発生場所	愛媛県宇和島市津島町 <sup>たおろし</sup> 田 嵐の海岸の西方沖50m付近 宇和島市所在の須下 <sup>すげ</sup> 崎灯台から真方位070° 4,400m付近 （概位 北緯33°05.1′ 東経132°27.5′）
事故調査の経過	平成23年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第2 <sup>りゅうおう</sup> 龍王丸、1.1トン EH3-87207（漁船登録番号）、個人所有 7.11m (Lr) × 2.10m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、54kW（動力漁船登録票による）、平成4年11月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月2日 免許証交付日 平成21年8月12日 （平成26年10月19日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	推進機関（船内外機）が濡損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、宇和島市竹ヶ島から近家に赴き、所用を済ませたのち、平成23年12月22日11時00分ごろ庄ノ島の南方沖を航行している本船が僚船に目撃されたものの、その後、消息が途絶えた。 船長の家族は、翌23日08時40分ごろ海上保安部に船長の捜索を依頼し、巡視船艇やヘリコプター及び地元の漁船などが捜索していたところ、08時49分ごろ、別の僚船の船長が、田嵐の海岸の西方沖50m付近において、投錨して船首の一部を海面上に出した状態で水没している本船を発見した。 船長は、09時58分ごろ本船が発見された場所から約300m離

	<p>れた海岸に漂着しているところを発見された。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：本船が発見された場所から北北東約17.5kmにある宇和島特別地域気象観測所の観測値によれば、平成23年12月22日及び23日の気象は次のような状況であった。（風速は最大瞬間風速）</p> <p>12月22日</p> <p>12時00分 天気 曇り、風向 西北西、風速 10.1m/s</p> <p>16時00分 天気 曇り、風向 北西、風速 14.9m/s</p> <p>20時00分 天気 曇り、風向 北西、風速 7.0m/s</p> <p>24時00分 天気 曇り、風向 北北西、風速 3.8m/s</p> <p>12月23日</p> <p>04時00分 天気 曇り、風向 北東、風速 4.0m/s</p> <p>宇和島市に強風注意報、波浪注意報が発表されていた。</p> <p>海象：僚船船長及び船長の家族の口述によれば、本船と船長が発見された場所の12月22日の海象は、風が強く、波が高かった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船については、次のような状況であった。</p> <p>① 本事故後に引き揚げの際、錨が海底の岩場に食い込んで揚収することができなかったので、錨索を切断後にえい航された。</p> <p>② 船体に衝突痕などはなかった。</p> <p>③ 救命胴衣は、船内にはなかった。</p> <p>④ 主機として船内外機を備え、発見時、船内機は始動スイッチがオンの状態であり、スターンドライブは少しチルトアップされた状態であった。</p> <p>船長については、次のような状況であった。</p> <p>① 発見時には、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>② 健康であり、生活に支障のあるような持病もなかった。</p> <p>本船及び船長が発見された場所は、次のような状況であった。</p> <p>① 暗礁が数多く存在する海域である。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、22日11時00分ごろ庄ノ島の南方沖を航行しているところを目撃されたのち、翌23日08時49分ごろ、田風の海岸の西方沖50m付近において、錨泊して船首を海面に出した状態で水没しているところを発見され、また、船長が本船が発見された場所から約300m離れた海岸に漂着しているところを発見されたことから、22日11時00分ごろ以降の本船が錨泊した時刻～23日08時49</p>

	<p>分ごろの間において、本船が田風の海岸の西方沖50m付近で錨泊中、船長が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が田風の海岸の西方沖50m付近で錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> <li>・緊急時の連絡手段を確保すること。</li> </ul>